

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十九年十二月二十五日（月）

午前十時開会

日程	事件番号	事 件 名	備 考
第一		会期について	
第二	認定第一号	平成二十八年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	
第三	議案第七号	守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
第四	議案第八号	（仮称）守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の変更について	
第五	議案第九号	消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	

平成二十九年十二月二十五日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議錄

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○出席議員(十四名)

○議事日程

平成二十九年十二月二十五日(月) 午前十時開会

日程第一	会期について	一 番	森 博孝議員
日程第二	認定第一号 平成二十八年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	二 番	土山 重樹議員
日程第三	議案第七号 守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	三 番	大倉 基文議員
日程第四	議案第八号 (仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の変更について	四 番	豊 北 裕子議員
日程第五	議案第九号 消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	五 番	戸 田 久和議員
		六 番	春 田 清子議員
		七 番	高 島 賢 議員
		八 番	大 藤 みつ子議員
		九 番	池 嶋 一 夫議員
		十 番	西 尾 博 道議員
		十一番	小 鍛 冶 宗 親議員
		十二番	竹 嶋 修 一 郎議員
		十三番	松 本 満 義議員
		十四番	水 原 慶 明議員
		十五番	

○欠席議員(一名)

七 番 吉 水 丈 晴 議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理	副管理	副管理	消防	次長	次長	守口消防署長	門真消防署長	総務課長	予防課長	警備課長	司令課長	特別救助隊長	会計管理者
西端勝樹	宮本一孝	中村誠仁	熊本正雄	池邨行弘	谷本寿一	日比敏夫	好川和彦	北山義人	福井裕次	山田幸彦	西尾秀昭	土井義治	吉安範純

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市危機管理監	守口市危機管理室長	門真市総務部長	門真市危機管理課長
多田昌生	久野隆博	大兼伸央	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

守口消防署消防第二課長	門真消防署消防第二課長	総務課参事	総務課長補佐	総務課総務係長
湯浅知則	里崎光雄	中田一人	宮崎智之	馬場大輔

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

午前十時開会

○ **松本満義議長** これより組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件は、全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、管理者より御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **松本満義議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切

なる御指導、御助言を賜り、心から感謝申し上げます次第でございます。

さて、本定例会におきましては、平成二十八年度会計歳入歳出決算の認定を初め、条例及び工事請負契約の変更に関し、御審議をお願いするところであります。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、以上、誠に簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **松本満義議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から、本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **宮崎智之総務課長補佐** 御報告申し上げます。

本日欠席届出議員は、七番吉水議員一名、現在、出席議員数は、十四名でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **松本満義議長** 定足数は超過しておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。二番土山議員、十三番竹嶋議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長あて報告がなされており、かつ、お手元配付の印刷物のお

り、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告に代えさせていただきます。

次に、監査委員から、去る七月から十一月までに行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第五、議案第九号「消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」までの計五件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **松本満義議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、認定第一号「平成二十八年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

○ **九番 大藤みつ子議員** 議長

○ **松本満義議長** 大藤議員

○ **九番 大藤みつ子議員** この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました認定第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ **松本満義議長** ただいま大藤議員から、認定第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **松本満義議長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **宮崎智之総務課長補佐** 認定第一号

平成二十八年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について

平成二十八年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算を、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付する。

平成二十九年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 松本満義議長 提案の理由の説明を求めます。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 それでは、認定第一号「平成二十八年  
度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定につい  
て」御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付  
議事件参考資料認一一一、認定第一号関係参考資料をお  
開き願います。

まず、歳入でございますが、歳入総額は三十九億三千二  
百四十四万七千七百四十三円で、前年度と比較いたしまして  
六・三%の増となっております。

また、歳入の九十三・二%を占めます分担金につきまし  
ては三十六億六千五百二十七万四千円で、前年度と比較い  
たしまして三・六%の増となっております、両市の分担比率に  
つきましては、守口市が五十三・五%、門真市が四十六・  
五%でございます。

次に、歳出でございますが、歳出総額は三十八億八千五  
百二十九万四千四百八十八円で、前年度と比較いたしまして  
五・五%の増となっております。

続きまして、認一一二をお開き願います。

歳出におきます経費の分析でございますが、人件費が八  
十一%、物件費が四%、投資的経費が七・三%、その他の

経費が七・七%といった構成比率となっております。

歳出の大部分を占めております人件費につきましては、  
三十一億四千七百七十六万四千四百三十九円となっており、前  
年度比七千七百一十九万二千二百二十円、率にしまして二・  
五%増加いたしております。増加した主な要因といたしま  
しては、退職者一名増に伴う退職手当の増及び被用者年金  
制度の一元化に伴う共済組合負担金が増加したことによる  
ものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出から御説明申  
し上げます。恐れ入りますが、お手元の決算書二十一ペー  
ジをお開き願います。

一款議会費及び二款総務費につきましては、特段申し上  
げることはございません。

次に、二十四ページの三款消防費につきましては、三十  
六億六千四百四十二万九千五百七十七円で、執行率が九十八・  
二%となっております。

続きまして、二十五ページ、九節旅費のうち研修旅費に  
つきましては、消防大学校を初め、各種専門教育機関に入  
校させております研修派遣に要しました費用でございます。

次に、二十六ページ、十一節需用費七千七百六十五万  
二千六百円のうち消耗品費につきましては、職員貸与被服、  
消耗資器材等の購入費でございます。また、修繕料につき

ましては、消防庁舎、消防車両及び消防機械器具の修繕等に要しました費用でございます。

十三節委託料につきましては、高機能消防指令センター保守管理業務などに要しました費用でございます。

十四節使用料及び賃借料のうち使用料は、百十九番回線及びデータ通信専用回線の使用料が主なものでございます。土地家屋賃借料につきましては、守口本署及び上野口、蕨島両出張所の土地の賃借料でございます。

十八節備品購入費のうち事業用器具費につきましては、消防用ホースを初め、各種警防、救急資器材の購入費でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち負担金につきましては、大阪航空消防運営費、救急安心センターおおさか運営費などに対します負担金でございます。

また、研修負担金につきましては、先ほど研修旅費でも申し上げましたとおり、消防大学校及び各種専門教育機関での研修に要しました費用でございます。

続きまして、二十八ページ、二目消防施設費の十三節委託料は、（仮称）守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築設計業務に要しました費用でございます。

十五節工事請負費は、（仮称）守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事の前払金に要しました費用で

ございます。

十八節備品購入費につきましては、消防本部配備の救急車の更新整備に要しました費用でございます。

引き続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、十五ページにお戻り願います。

一款分担金及び負担金は、三十六億六千五百二十七万四千円が調定、収入されております。守口市分担金が十九億六千五百五十四万四千円、門真市分担金が十七億四百七十二万円となっております。

次に、十六ページ、三款国庫支出金でございますが、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材に対します国庫補助金でございます。

四款府支出金でございますが、府立消防学校教官派遣に伴います府負担金及び大阪航空消防運営費負担金に対します府補助金でございます。

続きまして、五款財産収入でございますが、特殊車両整備積立基金利子及び廃車売却収入でございます。

次に、十八ページ、八款組合債でございますが、（仮称）守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築設計業務及び工事前払金並びに高規格救急自動車の購入に対しまして、二億二千八十万円を借り入れたものでございます。



以上、歳入合計三十九億三千二百四十四万千七百四十三円から歳出合計三十八億八千五百二十九万千四百八十八円を差し引きました、四千七百十五万二千二十五円を平成二十九年度へ繰り越したものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 松本満義議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 六番 春田清子議員 議長

○ 松本満義議長 春田議員

○ 六番 春田清子議員 すいません、あの決算認定の中の提案理由説明の中で、人件費が三十一億四千七百七十六万四千三十九円という説明がありましたけれども、この消防組合の職員数の数、そしてまた、そのうちの女性消防吏員の数をお聞かせください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 春田議員の質問にお答えします。平成二十九年十月現在の職員数は三百四十三名で、うち女性消防吏員は四名。約一・一％でございます。

以上でございます。

○ 六番 春田清子議員 議長

○ 松本満義議長 春田議員

○ 六番 春田清子議員 現在、この女性の数が少ないということ、国の方、総務省消防庁におきましても、消防分野での女性の力を最大限に活用する、組織の活性化を推進する、その環境整備、ソフト面ハード面両方から支援していこうという取組があると聞いておりますけれども、あの、この現在では女性の割合は二・五％と聞いております。この二・五％という数が警察や自衛隊と比べますと、少ない割合になっていると思えますけれども、この消防吏員の数を増やすために行ってきたこと、また、この近隣市の取組についても状況をお聞かせください。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 初めに、近隣市町村の女性消防吏員の状況でございますが、平成二十八年四月一日現在、枚方寝屋川消防組合におきましては、職員数六百三十七名のうち、女性消防吏員は十五名で約二・四％。大東四條畷消防組合は、職員数二百三名のうち、女性消防吏員は九名で約四・四％。東大阪市消防局は、職員数五百二十四名のうち、女性消防吏員は十名で約一・九％となっております。

取組として、平成二十七年七月に消防庁から「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」の通知で、平成三十八年度までに5%の水準に目標を設定されており、採用試験を実施する際には、両市広報紙、消防組合ホームページなどへの掲載はもちろんのこと、女子大、女子高などに直接、採用試験実施のポスターを配布し、平成三十二年度までに、女性の採用試験の受験者総数に占める割合を平成二十六年実績より9%引き上げ、10%以上にする数値目標で、女性消防吏員を増加させるための取組を行っております。

女性消防吏員を増加させることは、大変苦慮しているところではございますが、今後、他市消防本部などの取組についても研究し、職場見学、職場体験なども考慮した新しい取組を検討してまいります。

また、消防本部、東部出張所におきましては、トイレ、浴室、仮眠室などの女性専用施設を整備済みであり、現在建設中の（仮称）南部出張所におきましても女性専用施設のスペースを確保しています。

今後につきましても、女性専用施設の整備を計画的に実施してまいります。

以上でございます。

○ 六番 春田清子議員 議長

○ 松本満義議長 春田議員

○ 六番 春田清子議員 これは要望なのですけれども、平成三十八年までには5%の目標ということで、十七名になると思います。そして三十二年度までには採用試験の受験者総数も増やすということ、これを10%に上げるとなりますと、三十四名になると思います。

大変御苦労されていると思いますけれども、今後におきましても、消防分野でも女性が活躍できる職業であると、働き甲斐がある職業であるということを、しっかりと積極的にアピール、また、広報活動に取り組んでいただきますように要望とさせていただきます。

以上です。

○ 松本満義議長 ただいまの春田議員の御発言は御要望として承っております。

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 松本満義議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 松本満義議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより認定第一号を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **松本満義議長** 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に移ります。日程第三、議案第七号「守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

書記をして議題を朗読させます。

- **宮崎智之総務課長補佐** 議案第七号

守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十九年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

- **松本満義議長** 提案の理由の説明を求めます。

- **北山義人総務課長** 議長

- **松本満義議長** 北山総務課長

- **北山義人総務課長** それでは、議案第七号「守口市門真市消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議七―一及び二を、あわせて、付議事件参考資料議七―一及び二をお開き願います。

本条例は、人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行ううとするものでございます。それでは改正内容につきまして御説明申し上げます。

第二条の二は、引用しております児童福祉法の改正に伴い、所用の改正を行おうとするものでございます。

第三条第三号は、再度の育児休業が出来る特別の事情を規定しようとするものでございます。

第四条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を規定しようとするものでございます。

最後に、附則でございしますが、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- **松本満義議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- **松本満義議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- **松本満義議長** 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第七号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **松本満義議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第四、議案第八号「(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の変更について」を議題といたします。

朗読させます。

- **宮崎智之総務課長補佐** 議案第八号

(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の変更について

平成二十九年三月二十九日議案第四号をもって議決を経た(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の内容を、次のとおり変更する。

平成二十九年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

- **松本満義議長** 提案の理由の説明を求めます。

- **北山義人総務課長** 議長

- **松本満義議長** 北山総務課長

- **北山義人総務課長** それでは、議案第八号「(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議人一及び二を御参照賜りたいと存じます。

平成二十九年三月三十日付けで(仮称)守口市門真市消防組合門真消防署南部出張所新築工事の工事請負を株式会社ハンシン建設と契約締結し、工事を行っているところであります。

平成二十九年二月十日付けで、国土交通省から「平成二十九年三月から適用する公共工事設計労務単価について」の通知を受け、平成二十九年三月から適用する公共工事設計労務単価が決定され、平成二十八年二月から適用した公共工事設計労務単価が上昇したため今回、措置を講じる必要が生じたことから、七百五十九万三千二百二十円を増額し、議案書記載のとおり、五億九千二百四十九万二千三百二十円に変更するとともに、あわせまして、保証金の額を五千九百二十五万百円に変更しようとするものでございます。以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議

の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 松本満義議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第八号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 松本満義議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第九号「消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

書記をして朗読させます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 議案第九号

消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十九年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 松本満義議長 提案の理由の説明を求めます。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 松本満義議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 それでは、議案第九号「消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、追加でお渡ししております、お手元の付議事件議九一から九までを、あわせまして、付議事件参考資料議九一から十三までを御参照願います。

国におきましては、平成二十九年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び退職給付の官民均衡を図る観点から、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、本年十二月に可決成立されました。

また、守口市におきましても先般十二月二十一日に開催されました本会議において、国に準じた内容で「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」が可決された

ところでございます。

これを受け、本消防組合におきましても消防職員給与の改正に向け、種々慎重に検討を加えてまいりました結果、消防職員の給料及び諸手当につきましては、従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正を行ってきたことから、同内容で条例改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

第一条及び第二条は、消防職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、別表第一の給料表につきましては、平均〇・二%引き上げようとするものです。

次に、勤勉手当の支給率でございますが、平成二十九年十二月につきましては、一般職員は〇・一箇月分を加え〇・九五箇月に、再任用職員は、〇・〇五箇月分を加え〇・四五箇月に改め、平成三十年四月以降につきましては、一般職員は〇・九箇月に、再任用職員は〇・四二五箇月に改めようとするものでございます。

また、勤勉手当の基礎額につきまして、国に準じた基礎額に改めようとするものでございます。

次に、管理職手当及び級別基準職務表につきまして、守口市に準じた内容とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、第三条及び第四条は、守口市門真市消防組

合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。これらの一部改正は、国の退職手当に準じ、退職手当の基礎額となる退職手当の調整率の改定でございます。

最後に、附則でございしますが、第一項は、施行期日を公布の日とするものでございます。ただし、第三条及び第四条の規定は、施行期日を平成三十年一月一日とし、第二条の規定は、施行期日を平成三十年四月一日とするものでございます。

第二項及び第三項は、適用区分を定め、第二項におきましては、改正後の給料表を平成二十九年四月一日から適用し、第三項におきましては、改正後の平成二十九年十二月勤勉手当の支給率を平成二十九年十二月一日から適用するものでございます。

第四項及び第五項は、給料、期末、勤勉手当等の経過規程を定めるものでございます。

第六項は、委任規程でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 松本満義議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 松本満義議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

- 四番 豊北裕子議員 はい。

- 松本満義議長 豊北議員

- 四番 豊北裕子議員 豊北です。すみません。討論をさせていただきます。消防職員の給与に関する条例なんですけども、一部、勤勉手当など上がる部分もあるんですけども、退職金に関しましては、下がるということです。

それが決められるんですけども、やっぱり国でそういう率が決まるというのもあるんですけども、消防職員というのは、もう本当にその人自身がどんだけ前向きにいけるかということが人命にも直結していく仕事です。ですから、退職金に関しても、上げるべきであって、下げるべきではないということ、反対討論とさせていただきます。

以上です。

- 松本満義議長 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 松本満義議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第九号を採決いたします。本案を原案のと

おり決することに賛成の議員は御起立願います。

（賛成者起立）

- 松本満義議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。通告のございました戸田議員から質問を受けることといたします。

- 五番 戸田久和議員 はい。議長

- 松本満義議長 戸田議員

- 五番 戸田久和議員 はい。門真市の議員の戸田です。一般質問一つだけ。

一件目、弁天池公園でのイベントと消防の許認可等の関係について。いくつかの項目に分けて聞きます。

まず、質問項目の一として、弁天池公園、あの門真市の東の外れにある、門真市では最大の広さの公園なんですけども、隣接して旧老人ホームがありました、それは取壊して更地にして、主に駐車場なんかに使われています。非常に隣接して、一体の敷地になっております。

この両方を使う大規模なイベントの場合、年に四、五回ぐらいあるんじゃないかと思えますけども、大規模なイベントもつとあるね、ありますが、この場合ね、主催者、いろんなイベントでいろんな主催者があると思えますけども、主催者と消防による認可などはどういうふうなものにな

っているのかと。また、火を使う屋台等の出し物が出される場合はどうなのか、具体的に回答ください。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 松本満義議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 戸田議員の御質問にお答えいたします。弁天池公園のイベントにつきましては、消防長が定める一日当たりの人出予想が十万人以上、かつ、主催する者が出店を認める露店等の数が百店舗を超える大規模なイベントではございませんでしたので、守口市門真市消防組合火災予防条例第四十二条の二に規定する指定催しに該当せず、露店等の開設を行う場合に届出が必要となる露店等の開設届出書を主催者に届出させています。

また、火気を使用する露店につきましては、消火器の設置を義務付けており、露店等の開設場所及び消火器の設置場所の略図を露店等の開設届出書に添付させ、添付内容に間違いがないか現地での確認を行います。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ありがとうございます。一日の人手予想が十万人以上とか店が百店舗、そういう特別な大規模なイベントではないということで、大規模イベ

ントのときに行われるようないろんな規制とかはないということが分かりました。

次にいきます。この弁天池公園、ちょっと事前に言っておりますがこの写真、十二月議会、門真市議会でも使ったんですけど、弁天池公園の公園本体と旧老人ホーム跡地の駐車場をつなぐ通路っていうのはこれだけなんです。ここしかないんです。ここスロープになっています。これはスロープの幅が一・二mしかない。でぶっちゃの私がこう立つとですね、大人のすれ違い自体が不自由になるというスロープしかないんですね。

このことに去年の四月の大規模なイベントで行ったときに、気が付きました、駐車場にもこのときは大規模なイベントで警察とか消防の何かこう出し物があると、火は使っていませんけど。本体ではいろんなにぎやかやっていると。そうすると、この行き来、車から降りてこっちに行く、また向こうに行く、こっちのイベントを見に行く、お土産など物買ったので、駐車場に置きに行く。いろんな行き来が非常に激しい。時間帯によっていろいろありまして、車椅子の人、障がい者、大人、子ども、おじいちゃん、おばあちゃん、いろんな人がこう通って、ちよつと人出があると、これぐらいの幅しかありませんから、ちよつと車椅子でなくても、普通の人であっても、人を反対側で待つとくとか、



ここすれ違うとか、そういうことで非常に混雑していることを見まして、これもし、出火したとか、どっかでボンベが爆発したとか、誰かが急に包丁振り回したとか、何か突発事態が起こったときに、これは大変なことになるなと思いついて、市の方にもうちょっと広くならないかと話をしたり、いろんなことをしたんですね。十二月議会で聞いたときには、ちよつと残念ながら今、拡張ということは考えてなさそうですが、拡張自体は百万円ぐらいあれば済むということです。

そこです、そういう場合、例えば屋台のボンベ爆発とか突然の火事とか非常事態が起こって人々がパニック的に逃げまどったり、安否確認などで、この狭いスロープを多数の人が行き来しようとする場合の避難誘導計画などに、消防の方としてはどのように関わっているのか現状についてお知らせください。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 松本満義議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 指定催しに該当する大規模なイベントにつきましても、火災予防上必要な業務に関する計画提出書の提出義務があります。計画の中で、火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する避難誘導計画を定めていただきますが、弁天池公園に

おけるイベントにつきましては、火災予防上必要な業務に関する計画提出書の提出義務がなく、避難誘導につきましては特段の指導を行っておりませんでした。

スロープを使用した避難方法につきましては、災害発生時に円滑に避難をすることが出来ないかと判断した場合に主権者に対してスロープの使用制限や、円滑に避難誘導を行える様、誘導員を配置させる必要があると考えております。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 はい。ありがとうございます。特段の指導は行っていないと、で、何かあったときにはスロープ使用しないようにとあるけれど、それは何か、バスと起こったときに急に何かできるもんじゃありませんので、このときには二千十六年の四月二十九日のイベントのときに感じて、そこでその場におった市の担当の部課長、たまたまおったんで、話をしたときには、「いや、避難誘導計画、別々の場所で、別の方向に逃げるように、そういうのを出して、消防から認可を受けています。」という話があって、今回の十二月議会での質問の準備で聞いたら、「いや、そういうことは言っていないですけど。」という話で。いずれにしても、それはそれ

としまして、要するに急に起きると、仮に火事が起きてなくても何か、ワツというときで、人が行き来がワツとすることが十分あり得る訳ですね。これについて、もうちょっと体制を考えていたいただきたいと思うんですね。

それでこのスロープのような、非常にこう、パニック発生時とかにいろんな人がワツと殺到して、危険が発する場合が大きい通路しかない、ここはね。そういう少なくとも民間の施設まではちよつと難しいかもしれません。少なくともそういう公共の施設に対して、消防から改善指導や啓発をすべきと思うんですね。これは、今の法律の規制でどうした、こうしたという、ここまでできる、できないということは、それはそれであるでしょうけども、要するにパニックが起こって人が出たとか、火が出たとか、だったら消防車が出場する。消防車が、救急車が出場する。これ全部消防の仕事になりますから、もちろん警察も現場でいろんな指導はするでしょう、警備もするでしょう。雑踏警備は警察の仕事でしょうけども、警察には議会で質問することができないので、直接には。消防として消防車の出場とかそれがなくて済むようなこと、で、やっぱり言われないと気が付かないことってのはいろいろあると思うんですよ。計画を立てて、ここでもですね。平穏なときに見ても、別になんてことはないですね。けどこれワーと人

だかりしてイベントでみんないろんなことで気が散っているときに、どうなのかって考えたときに、「ああ、やっぱりこれは、ちよつと広くした方がいいですね。」ということをお啓発するとかね。消防の立場として、消防として救急車がなるべく出なくていいような状態を皆さんに作ってもらおうという風な観点から、ちよつと注意を促していくということも含めて、是非よろしくお願いしたいんですけど、その点についていかがでしょうか。

○ 福井裕次予防課長 議長

○ 松本満義議長 福井予防課長

○ 福井裕次予防課長 防火対象物に関しては、火災予防条例の規定により、用途ごとに保有しなければならぬ通路の幅が定められているため、基準を満たしていない場合については、改善指導を行います。屋外のスロープ等につきましては、消防法及び火災予防条例には規定がないため、消防からの改善指導はできません。

しかし、イベント主催者に危険性の啓発をすることはできませんので、消防といたしましてはイベントの規模に関係なく、主催者に対して事故及び負傷者の発生を未然に防ぐための指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 はい。議長

○ 松本満義議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 最後に指摘と要望を行います。今のあの非常に前向きな姿勢を示していただいております。今のことと思います。これはもう守口市においてもいろんなイベントあるときも、全部含めて通用することだと思っておりますね。やっぱり専門家の目線で、もしここでワツとパニックが起こったら、もし急に人だかりがワツと出たら、けがが出ると消防車、救急車、出場もあり得るなどという風なことが是非そういう目をしっかりと持っていたきたい。

ただ、両市の市長にもそういう施設について改善点は、積極的に改善していただきたい。今のところはまだ、そういう回答ではなかったですけども、百万円程度のね、見積りは市が見積もって百万円程度、片側ガツと広げて車椅子二台楽にすれ違えることは百万円程度でできる。事故が起こって、けが人がでて、賠償だと何千万円という話にもなりますので、また、両市の市長さんにも是非注意を喚起していただきたいということを指摘しまして、私の質問終わります。どうも。

○ 松本満義議長 ただいまの戸田議員の御発言は御要望として承っております。

次に、通告のございました豊北議員から質問を受けるこ

といたします。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 一般質問させていただきます。年末年始のいろいろ火災も大きく全国では起こつてると思うんですけれども、守口市門真市消防管内での過去五年間の火災の状況について教えてください。

○ 山田幸彦警備課長 議長

○ 松本満義議長 山田警備課長

○ 山田幸彦警備課長 豊北議員の御質問にお答えいたします。消防組合管内において平成二十四年から平成二十八年までの一月及び十二月に発生した火災の合計件数及びその期間の死傷者数でございますが、まず、平成二十四年一月と十二月の火災の合計件数は十四件。そのうち建物火災は九件発生しております。内訳としましては、全焼が一件、半焼二件、部分焼二件、ぼや四件でございます。死傷者数につきましては、死者は〇名、負傷者三名でございます。

次に、平成二十五年一月と十二月の火災の合計件数は十四件で、そのうち建物火災は十件でございます。内訳といたしましては、全焼が一件、半焼一件、部分焼二件、ぼや六件でございます。死者は〇名、負傷者三名でございます。

次に、平成二十六年一月と十二月の火災の合計件数は十三件です。そのうち建物火災は十一件、内訳といたしましては、全焼が二件、半焼一件、部分焼五件、ぼや三件でございます。死者、負傷者とも三名でございます。

次に、平成二十七年一月と十二月の火災の合計件数は十三件で、そのうち建物火災は十件、内訳といたしましては、全焼が二件、半焼〇件、部分焼三件、ぼや五件でございます。死者〇名、負傷者五名でございます。

最後に、平成二十八年一月と十二月の火災の合計件数は八件で、そのうち建物火災は七件、内訳としましては、全焼が一件、半焼一件、部分焼一件、ぼや四件でございます。死者一名、負傷者二名でございます。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。ありがとうございます。他の、今、十二月、一月この年末年始のことを聞いたんですけど、他の月と比較してはどのような状況になっているでしょうか。

○ 山田幸彦警備課長 議長

○ 松本満義議長 山田警備課長

○ 山田幸彦警備課長 はい。特段一月と十二月の件数が際立

って多いということはございません。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。すいません。特段、十二月、一月、年末年始やから多いということはないということでしたけれども、今、おっしゃっていただいたのを聞いていますと、建物火災は七件から十一件、この一月、十二月の間に起こっているということなんです。死者もこの五年間では四名、負傷者は十六名っていうような状況です。年末年始やいうことないですけども、こういったことがね、やっぱり起こっているということ、門真市の方でも去年でしたか、去年の四月ぐらいでしたか、上島町の方で、全焼に近い火災があつてお一人が亡くなるというようなこともありました。

そういったことで、本当に消防の方では年末年始に関わらず、防災、消防活動がんばっていただきたいんですけども、この二十六年、昨年ですね、つい今頃です。十二月二十二日に、新潟県の糸魚川市で大規模火災があつて、ラーメン店から出火して、全焼が百二十棟、百四十七棟が焼損されるっていう、こういった事故があつたんですけれども、幸いに人がね、亡くなるというようなことはなかつ

たようです。それは幸いしたことなんですけれども、やっぱりそのときの天候ね、風がすぐきつかったというようなこともありまして。それが十二月の今頃やったということとです。

そしてまた、最近、埼玉の大宮では、風俗店での火災でしたけれども、四名の方が亡くなられています。この火災、年末年始にあたってるといことだけなんですけれども、この国土交通省は今回の火災を受けて、通知を出して三階以上の階に個室付きの浴場がある建物を対象に違反があるかないか、こういったことを確認するように消防署など、それぞれの自治体に求めています。消防の方に事前にちょっと「この守口門真の消防管内にこういった建物あるの。」と聞いたら、「ないよ。」ということだったんですけどもね。

それはそうなのかということなんですけれども、今回の通知はそういった浴室があるかどうかという物の違反をね有無を聞いている、求めているだけなんですけれども、今後、その年末年始、今年もあと少しなんですけれども、特にこの消防として注意、こんな日頃と違う対策とか、どのような対策を考えておられるのか、これについてお答えください。

○ 山田幸彦警備課長 議長

○ 松本満義議長 山田警備課長

○ 山田幸彦警備課長 はい。毎年十二月十日から一月三日までの間を年末年始火災警戒期間とし、消防車両及び積載資器材等の点検整備を再度徹底し、有事の際に万全の態勢を取っております。

また、消防車両等による巡回広報に加えて、両市広報紙、FMハナコ等にもよる市民への広報活動を実施しております。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 はい。議長

○ 松本満義議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 はい。ありがとうございます。広報を十二月の門真の広報にもしつかりと消防の記事が載せられてありましたので、やっぱり、結構記事大きくね、紙面が取ってあったかなと思います。やはり結構ね、市民の方は広報見られてますので、こういったこと必要だなと思います。

先ほどの話なんですけれども、今回は、その三階以上の浴室、個室の、浴場があるとこだったんですけれども、こういったところに限らず、いろんな建物の指導管理、防災管理っていうのは日頃の点検指導っていうのが大事になってくるかなと思います。

今後ともそういったことをしつかりとさせていただいて、地域の消防団ともね、連携してしつかりとした安心安全な防災環境を作っていただきますようによろしくお願いいたします。

以上、要望とさせていただきます。

○ **松本満義議長** ただいまの豊北議員の御発言は御要望として承っております。これをもって、一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **松本満義議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御提出いたしました案件を終始慎重に御審議の上、速やかに御決定賜り、誠にありがとうございます。

今後、突発的な案件がない限り本定例会をもって納めの議会と相成ります。本年も残すところ、あと僅かとなりましたが、この一年間、議員各位より賜りました御意見等につきましても、今後の消防行政に反映させていただき、更なる努力を重ねてまいる所存でございます。

これからますます寒さは厳しくなりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして、御家族ともども、良き新年をお迎えになられますことを心からお祈りを申し上げます。

終わりに、今後ともより一層の御指導、御助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○ **松本満義議長** 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り滞りなく全日程を終わらせていただき誠にありがとうございます。ここに、深く感謝の意を表しますとともに、今後とも組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いいたします次第でございます。

終わりに臨みまして、議員各位はもとより、理事者におかれましても、年の瀬を迎え寒さ厳しき折、なお一層、御自愛を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶といたします。

それでは、これをもって本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございます。

午前十時五十三分閉会

~~~~~